

○ 構造設備基準

項目		基準
全般	区分	☐ 隔壁等により区画すること。(条例 4 条 1 項 1 号)
	採光・照明・換気	☐ 充分にすること。(法 12 (13) 条 3 号) ☐ (採光・照度) 作業面照度は 100 ルクス以上。(施行規則 26 条 1 号) 300 ルクス以上が望ましい。 ☐ (換気) CO ₂ 濃度 5,000ppm 以下に保つことができるもの。 機械換気設備を設けることが望ましい。(施行規則 26 条 2 号)
	天井	☐ じんあいの落ちない構造とすること。(条例 4 条 1 項 6 号)
作業場	面積	☐ 規定面積(待合所、便所、倉庫等業務に直接関係のない場所を除いた施設の内りの面積)を下回らないこと。(条例 4 条 1 項 2 号) 【理容所】 理容用いす 1 台 9 m ² " 1 台超, 5 台以下 9 m ² + (超過台数 × 1.65 m ²) " 5 台超 15.6 m ² + (超過台数 × 3.3 m ²) 【美容所】 美容用いす, ドライヤー, セット台 4 台以下 9 m ² " 4 台超 9 m ² + (超過台数 × 1.65 m ²)
	床・腰板	☐ 不浸透性材料を使用すること。(施行規則 25 条 1 号) ☐ 清掃しやすい構造であること。(衛生管理要領)
	洗場	☐ 流水装置とすること。(施行規則 25 条 2 号) ☐ 手指、器具等の洗浄のための洗場及び洗髪のための洗場をそれぞれ設けること。(条例 4 条 1 項 4 号) ☐ 給湯設備を設けること。(燃焼によるものは、密閉型又は半密閉型が望ましい。)(衛生管理要領)
	消毒設備	☐ 規定の消毒方法を講ずることができる設備を設けること。(法 12 (13) 条 2 号)(消毒室が望ましい。) 設備例：紫外線消毒器、煮沸、蒸気消毒器、薬剤消毒用器具(濃度調整等に必要なもの(容器、計量器)) ☐ 従業員専用の手洗い設備を設け、手指消毒のための消毒液を常備すること。(衛生管理要領)
	器具等の収納設備	☐ 未消毒のもの、既消毒のものをそれぞれ区別して収納できる設備を設けること。(条例 4 条 1 項 5 号)
	その他	☐ 器具・布片は必要な数を備えること。(条例 4 条 1 項 7 号) (消毒を要する器具については、常に消毒済の器具が確保できる数とすること。) ☐ 汚物箱・毛髪箱はふた付きの物を備えること。(施行規則 25 条 3 号)
	待合所	☐ 作業場と明確に区分されていること。(条例 4 条 1 項 3 号) (作業場内を往来しないような場所であること。)

その他留意事項

- 1 適当な広さの更衣等を行う休憩室を備えることが望ましい。
- 2 便所には、石鹸等を備えた専用の流水式手洗い設備を有することが望ましい。
- 3 洗い場は、使用した器具を洗浄するための器具洗い場として、器具の形状、数量に応じたものとする。